

社会福祉法人 西合志中央保育園

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	実地	法人の理事長が再任した場合、2週間以内に登記を行わなければならないが、令和3年6月に理事長が再任したが登記が行われていないので登記を行うこと。 【登記令第3条】	令和5年1月24日付けで登記を行いました。	R4.10
4	実地	社会福祉法人指導監査資料には、基本財産として土地（合志市御代志1619-2、面積562.32㎡、取得年月日 平成23年12月20日）が記載されているが、定款には記載されていない。基本財産である土地は定款に記載すること。 【法第31条第1項】	定款変更(補正)を行う為、定款の新・旧を作成し、理事会・評議員会を行う。その後、定款の新・旧を市へ提出を行う。	R4.10
4	実地	拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分資金収支計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支計算書を作成すること。 【会計省令第17条第4項、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明】	会計ソフトに勘定科目をそれぞれ(公費)と(一般)に分けて出来るように改善致しました。又、適切な勘定科目に振り分けも致しました。	R4.10
4	実地	拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分事業活動計算書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分事業活動計算書を作成すること。 【会計省令第23条第4項、留意事項 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明】	会計ソフトに勘定科目をそれぞれ(公費)と(一般)に分けて出来るように改善致しました。又、勘定科目においてコードが表示しないように改善致しました。	R4.10

4	実地	拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分資金収支明細書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分資金収支明細書を作成すること。 【会計省令第３０条第４項、運用上の取扱い ２５ 附属明細書について（２）別紙３ ア （別紙３（⑩））拠点区分資金収支明細書、留意事項 ２５ 計算書類の勘定科目及び注記について（１）計算書類の勘定科目 別添３ 勘定科目説明】	会計ソフトに勘定科目をそれぞれ（公費）と（一般）に分けて出来るように改善致しました。	R4.10
4	実地	拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））の勘定科目について、改正に対応せず改正前の勘定科目を使用している勘定科目がある。また、勘定科目の説明と違った使用をしている勘定科目がみられるので、拠点区分事業活動明細書が正しい内容を示していない。適正な拠点区分事業活動明細書を作成すること。 【会計省令第３０条第４項、運用上の取扱い ２５ 附属明細書について（２）別紙３ ア （別紙３（⑪））拠点区分事業活動明細書、留意事項 ２５ 計算書類の勘定科目及び注記について（１）計算書類の勘定科目 別添３ 勘定科目説明】	会計ソフトに勘定科目をそれぞれ（公費）と（一般）に分けて出来るように改善致しました。	R4.10
4	実地	決算手続きにおいて理事会の承認を受ける必要がある書類は、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書と財産目録である。西合志中央保育園の場合、計算書類の附属明細書のうち（別紙３（⑩））拠点区分資金収支明細書と計算書類のうち拠点区分貸借対照表（第三号第四様式）と財産目録、事業報告の承認を受けている。理事会において、承認を受ける書類が不足している。理事会で承認を受ける必要がある書類はすべて承認を受けること。 【法第４５条の２８第３項、規則第２条の４０】	決算手続きにおいて理事会の承認を受ける必要がある書類（経理規程に記載してあるもの）計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書と財産目録とあるのでこれらの書類をすべて承認できる様にしたと思います。	R4.10

4	実地	決算手続きにおいて定時評議員会の承認を受ける必要がある書類は計算書類と財産目録である。また、事業報告については、その内容を報告しなければならない。西合志中央保育園の場合、計算関係書類と財産目録については、（別紙3（⑩））拠点区分資金収支明細書と拠点区分貸借対照表（第三号第四様式）と財産目録の承認を受けている。評議員会では、計算書類の附属明細書である（別紙3（⑩））拠点区分資金収支明細書は承認を受ける必要はないが、承認を受ける必要がある書類が不足している。評議員会で承認を受ける必要がある書類はすべて承認を受けること。 【法第45条の30第2項、第3項、規則第2条の40】	同上	R4.10
4	実地	経理規程について、社会福祉法等の改正に対応していない箇所がみられる。経理規程を適正に改正すること。 【留意事項 1 管理組織の確立（4）】	経理規程の見直しを行い適正に改正致しました。	R4.10
4	実地	定額法による減価償却額の計算について、「減価償却額＝取得価額×その資産の耐用年数に応じた定額法の償却率」としなければならないが、「減価償却額＝取得価額÷その資産の耐用年数」としているので計算方法を改めること。 【留意事項 17 減価償却について】	固定資産管理において定額法による減価償却の計算について「減価償却額＝取得価格×その資産の耐用年数に応じた定額法の償却率」の計算方法で改めました。	R4.10
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—

「実地」…実地による監査を実施

「書面」…書面による監査を実施

「未実施」…監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」…特別な事情により延期した場合

「中止」…災害等により延期